

## 志摩市介護保険条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

令和7年度および令和8年度のいずれも住民税が非課税の方を対象に、特例措置を適用せず、介護保険法第142条に定める「特別な理由」に該当するものとし、本来の非課税段階の保険料とする特例減免を実施するため。

### 2. 改正する条例の要点

附則に特例の適用と申請手続きについて追加します。

特例の適用については、令和7年度住民税非課税者が税制改正の影響により令和8年度は住民税課税対象とみなされた場合、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう、市長が特に必要と認める市民に対して、令和8年度に限り保険料の減免規定を設けます。

申請の手続き（申請免除）については、対象となるが申請漏れによって減免措置を受けられず、不利益を被る事態を未然に防ぐため、個別の申請を求めず、職権により減免措置を実施できる規定を設けます。

### 3. 改正による効果等

今回の税制改正の影響により令和8年度は住民税課税対象と判定された市民を引き続き住民税非課税とみなし、本人の申請を不要とすることで、職権により減免を実施し、対象者の不当な不利益や負担が生じないようにします。

志摩市介護保険条例(平成16年志摩市条例第158号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 1～13（略）</p>	<p>附 則 1～13（略） <u>（令和8年度における令和7年度税制改正に係る保険料の減免の特例）</u> 14 <u>第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第6号)の規定により、令和8年度分の市民税が課されている者とみなされた者の状況を勘案して、特に必要があると認めるときは、当該者に係る令和8年度分の保険料に限り、その一部を減額し、又は免除することができる。</u> 15 <u>前項の規定による減額又は免除は、申請によらず行うことができる。</u></p>